議案第 7 号

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱(平成13年 教育委員会告示第19号)の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月 2日提出

名張市教育委員会 教育長 西 山 嘉 一 名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

法律の改正に伴い規定を整理する。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱(平成13年教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用手続き」を「利用手続」に改め、同条第2項中「インターネット利用に関する校内運用基準」を「運用基準」に改める。

第8条の見出し中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条中「名張市情報公開条例(令和元年条例第23号)及び名張市個人情報保護条例(平成15年条例第1号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び名張市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第16号)」に改める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

タボ 古 立 小 ・ 中 学校におけて インカー・ラ … 1 利用に関する 亜綱の ・ 並なみエイス 亜綱英田 対照主

右張申立小・中子仪におけるインター不少下利用に関する安神の一部を以正する安神利自対思教	
改正案	現行
(インターネットの利用手続)	(インターネットの利用手続き)

第4条 (略)

会(以下「教育委員会」という。) に報告するも のとする。

(受信した個人情報の取扱い)

|第8条 インターネットを利用して受信した個人||第8条 インターネットを利用して受信した個人 (平成15年法律第57号)及び名張市個人情報保護 法施行条例(令和4年条例第16号)の定めるとこ ろにより取り扱うものとする。

第4条 (略)

2 校長は、毎年4月15日までに運用基準及びイン 2 校長は、毎年4月15日までにインターネット利 ターネット取扱責任者の氏名を名張市教育委員 用に関する校内運用基準及びインターネット取 扱責任者の氏名を名張市教育委員会(以下「教育

> 委員会」という。) に報告するものとする。 (受信した個人情報の取り扱い)

情報については、個人情報の保護に関する法律 情報については、名張市情報公開条例(令和元年 条例第23号)及び名張市個人情報保護条例(平成 15年条例第1号)の定めるところにより取り扱う ものとする。